

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年9月18日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：イラク 担当：中東・欧州部
案件名：クルド地域下水道整備事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年11月中旬～2014年7月下旬

2 参加要件

海外における下水道に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月2日から2013年10月4日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月2日から2013年10月7日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年10月18日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：10月下旬

(5) 契約交渉：11月上旬～11月中旬

5 業務の目的

イラクの下水道セクターは、80年代までに多くの施設が整備されたが、80年代前半以降のイラン・イラク戦争、湾岸戦争、経済制裁、イラク戦争等により、下水設備の更新・維持管理が殆ど行われておらず、処理場の整備不足による汚水放流が引き起こす環境汚染や、下水管からの汚水の漏水や未処理汚水による不衛生な生活環境に起因した健康問題が生じており、状況は年々悪化している。2000年時点における汚水処理施設を有する下水道の普及率は、全国平均で28.4%であったが、2007年時点には9%にまで落ち込んでいる。

中・南部では一部ではあるが下水処理場があり下水処理がなされている一方、北部クルド地域には処理場は皆無で未処理下水が水路や河川等に直接放流されている。また、国際河川のチグリス川は北部クルド地域を通過して中・南部に流れており、下流にも悪影響を及ぼしている。クルド地域は比較的治安が安定し、人口増加率は年3.5%となっており、特に都市化が急速に進むエルビル市・スレイマニーヤ市等の主要都市において下水施設の整備が急務となっている。

本調査は、クルド地域における下水道の現状及び整備計画を確認し、円借款事業の最適案を取り纏め、調達・施工方法、事業費、事業実施機関の実施能力、運営/維持管理体制、運用・効果指標等円借款の審査を実施する際の検討資料を作成することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

イラク国クルド地域

(2) 相手国実施機関

イラク国クルド地域自治・観光省

(3) 業務内容

1) 事業背景及び必要性・下水道分野の基礎情報の確認

2) イラク側カウンターパートの本邦訪問プログラムの準備・実施

3) プロジェクトの内容・技術的実行可能性に係る調査

4) 予備設計図面の作成

5) プロジェクトの概略事業費

6) 環境・社会的実行可能性の検討

7) 事業実施体制、維持管理体制の検討

8) 財務的・経済的実行可能性に係る調査

9) 複数案の比較検討及びリスク分析/妥当性検証

10) 環境分野円借款適用、CDM/JI、二国間クレジットの適用可能性調査の実施

11) 本邦技術の適用可能性の検討

12) 事業実施に当たっての留意事項の検討・提言

13) 事業実施スケジュールの検討

7 成果品等

- (1) インセプションレポート : 2013年11月下旬
- (2) インテリムレポート : 2014年3月上旬
- (3) ドラフトファイナルレポート : 2014年6月中旬
- (4) ファイナルレポート(製本版) : 2014年7月中旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/下水道計画(評価対象予定者)
- (2) 下水処理施設計画(評価対象予定者)
- (3) 下水処理設備計画(評価対象予定者)
- (4) 管渠整備計画
- (5) 調達・積算・施工計画
- (6) 経営・財務・IRR
- (7) 法制度、維持管理計画
- (8) 環境・社会配慮
- (9) 気候変動対策/JCM

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・現地における通訳の配置を認める予定
- ・本調査においては本邦コンサルタントはイラク国エルビル及びクルド地区及び必要に応じてバグダッドに出張して業務を行うことが想定される。バグダッドにおいては、International Zone内での関係機関との協議が想定される。イラク国内での調査実施に際しては、JICA安全対策措置を順守するとともに、安全管理室、イラク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。